



2023年2月6日

各 位

会 社 名 株式会社ACSL
代 表 者 名 代表取締役社長 鷺谷 聡之
(コード番号: 6232 グロース)
問 合 せ 先 取締役CFO 早川 研介
(TEL. 03-6456-0931)

**第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
2023年第1回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

2023年1月20日付の当社取締役会において決議いたしましたCVI Investments, Inc. (以下「割当先」といいます。)に対する第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。)及び2023年第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といい、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権をあわせて、個別に又は総称して、「本募集証券」といいます。)の発行(以下「本第三者割当」といいます。)に関し、本日払込手続きが完了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の詳細につきましては、2023年1月20日付「第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2023年第1回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(以下「本第三者割当に関するプレスリリース」といいます。)をご参照ください。

記

1. 本新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2023年2月6日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 220,500株
(3) 発 行 価 額	1株につき1,539円
(4) 調 達 資 金 の 額	339,349,500円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による(海外募集)
(6) 増 加 す る 資 本 金 の 額	169,674,750円(1株につき769.5円)
(7) 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額	169,674,750円(1株につき769.5円)
(8) 割 当 先	CVI Investments, Inc.

(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、本募集証券に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。本買取契約において、本新株式の発行については、下記事項を満たしていることを前提条件とする旨が定められています。</p> <p>①本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p> <p>②本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</p> <p>③当社株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>また、本買取契約においては、本第三者割当に関するプレスリリース「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
---------	---

2. 本新株予約権付社債発行の概要

(1) 払込期日	2023年2月6日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	<p>社債：金 34,737,500 円 （各社債の額面金額 100 円につき金 100 円）</p> <p>新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。</p>
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>700,000 株</p> <p>上限転換価額は 1,985 円です。</p> <p>上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数です。</p> <p>下限転換価額は 827 円ですが、下限転換価額における潜在株式数は 1,680,169 株です。</p>
(5) 調達資金の額	1,389,500,000 円

<p>(6) 転換価額及びその修正条件</p>	<p>当初転換価額 1,985 円</p> <p>2023 年 8 月 6 日、2024 年 2 月 6 日、2024 年 8 月 6 日、2025 年 2 月 6 日、2025 年 8 月 6 日、2026 年 2 月 6 日、2026 年 8 月 6 日及び 2027 年 2 月 6 日（以下、個別に又は総称して「CB 修正日」といいます。）において、当該 CB 修正日以降、当該 CB 修正日に先立つ 10 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1 円未満の端数切り上げ）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回るることとなる場合には転換価額は上限転換価額とします。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法</p>	<p>第三者割当の方法による（海外募集）</p>
<p>(8) 割 当 先</p>	<p>CVI Investments, Inc.</p>
<p>(9) 利率及び償還期日</p>	<p>利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2027 年 2 月 12 日</p>
<p>(10) 償 還 価 額</p>	<p>額面 100 円につき 100 円</p>

<p style="text-align: center;">本 転 換 社 債 型 (11) 新 株 予 約 権 の 取 得 条 項</p>	<p>当社は、本転換社債型新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2023年2月7日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日（以下「取得日」といい、本転換社債型新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した日を「取得決定日」といいます。）に、取得日に残存する本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債の全部又は一部（以下、本（11）に基づき取得の対象となる本新株予約権付社債を「取得新株予約権付社債」といいます。）を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産（以下に定義します。）を交付します。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。当社は、本（11）に基づき本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却します。</p> <p>「行使取得交付財産」とは、(A)取得決定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「1株当たり VWAP」といいます。）が上限転換価額を上回っている場合には、①額面金額相当額の金銭、及び②次の算式により算出される数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。）をいい、(B)取得決定日の1株当たり VWAP が上限転換価額以下である場合には、取得時転換価値に相当する金銭をいいます。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{取得時転換価値} - \text{額面金額相当額}}{\text{1株当たり VWAP}}$ <p>「取得時転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいいます。</p> $\text{取得時転換価値} = \frac{\text{額面金額相当額}}{\text{取得時転換価額}} \times \text{1株当たり VWAP}$ <p>「額面金額相当額」とは、取得新株予約権付社債の払込金額の総額をいいます。</p> <p>「取得時転換価額」とは、取得決定日において有効な転換価額をいいます。</p>
<p>(12) そ の 他</p>	<p>本買取契約において、以下の内容が定められています。</p>

	<p>(1) 本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2) 各 CB 修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「(12) その他」において同じ。）において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、本社債のうち、本社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「本対象部分」という。）を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当先は、かかる転換の全部又は一部を繰り延べることができる。また、現金決済対象期間（以下に定義する。）中においては、割当先は、繰延べ分を含む本対象部分を当社普通株式に転換する義務を負わない。</p> <p>(3) 各 CB 修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還しなければならない。但し、割当先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができる。</p> <p>(4) 当社が本買取契約に定める取引（当社による総資産額の50%超の資産等の処分等）を行い、かつ割当先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、当社は残存する本新株予約権付</p>
--	--

	<p>社債の全てを各社債の金額 100 円につき 100 円と未払利息の合計額の 125%に相当する金額又は本買取契約に定める方法により算定される時価のうちいずれか高い方の金額で償還するものとする。</p> <p>(5)現金決済に係る条項</p> <p>①当社は、下記②に基づき本新株予約権付社債を取得する場合を除いて、本第三者割当に関するプレスリリース別紙2「株式会社ACSL第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行要項」（以下「本CB発行要項」という。）第12項第(7)号（上記(11)記載の内容のとおり。）に基づき取締役会決議により本新株予約権付社債を取得する旨の決定をすることはできない。</p> <p>②当社が、2023年2月7日以降、割当先に対して、20取引日以上前に、一定の期間（以下「現金決済対象期間」という。）を定めた通知（以下「現金決済通知」という。）を行った場合において、現金決済対象期間中に割当先が当社に対して本新株予約権付社債の現金決済を希望する旨の通知（以下「取得希望通知」という。）を行ったときは、当社は、取得希望通知の日から3取引日以内に本CB発行要項第12項第(7)号に基づき取締役会決議により取得希望通知において指定された本新株予約権付社債を取得新株予約権付社債として取得する旨を決定し、本CB発行要項第12項第(7)号にしたがって取得新株予約権付社債を取得し、これと引換えに割当先に行使取得交付財産を交付する。当社は、現金決済通知を行った場合には、現金決済通知の日に東京証券取引所において現金決済通知を行う旨の決定をしたことを公表するものとする。</p> <p>③当社は、20取引日前（但し、割当先の同意により短縮することができる。）に割当先に通知をすることにより、現金決済通知を撤回することができる。</p> <p>(6)本新株予約権付社債の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）に</p>
--	---

	<p>は、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、本第三者割当に関するプレスリリース「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
--	---

3. 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2023年2月6日
(2) 発行新株予約権数	9,205個
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり874円(総額8,045,170円)
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数：920,500株(本新株予約権1個につき100株)</p> <p>本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありません。</p>
(5) 調達資金の額	1,835,237,670円(注)
(6) 行使価額	1,985円
(7) 行使請求期間	2023年2月7日からまで2027年2月8日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による(海外募集)
(9) 割 当 先	CVI Investments, Inc.
(10) そ の 他	<p>(1)本買取契約において、本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていることが定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2)なお、本買取契約において、本新株予約権の譲渡(但し、割当先における管理コスト削減の観点</p>

	<p>で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。) の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <p>また、本買取契約においては、本第三者割当に関するプレスリリース「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上